



平成 28 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 **オーデリック株式会社**
代表者名 代表取締役社長 伊 藤 雅 人
(JASDAQ・コード番号 6889)
問合せ先 取締役経営本部長 河 井 隆
(TEL. 03-3332-1111)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の当社第 77 期定時株主総会で承認されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置するとともに、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化することで、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的とするものです。

(2) 移行の時期

本年 6 月 24 日開催予定の当社第 77 期定時株主総会において、必要な定款変更について承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に係る規定の新設ならびに監査役および監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行うものです。

②その他、条文の新設や削除に伴い、必要となる条数の整備等を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 6 月 24 日（金）

定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 6 月 24 日（金）

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条【条文省略】 【新設】</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 5 条～第 11 条【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 15 条【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役会の設置)</p> <p>第 16 条 当社は、取締役会を置く。 (員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は 8 名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 【条文省略】</p> <p>3. 【条文省略】</p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>【新設】</p> <p>2. 増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとし、任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 4 条【現行どおり】 (機関)</p> <p>第 5 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 12 条【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 16 条【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 【削除】</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は 8 名以内とし、監査等委員である取締役は 4 名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 【現行どおり】</p> <p>3. 【現行どおり】</p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条【条文省略】</p> <p>2. 前項のほか、代表取締役および取締役のうちから取締役会長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条【条文省略】 (報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第24条【条文省略】</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>【新設】</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役会の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意をした場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>【新設】</p> <p>第26条～第27条【条文省略】</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第20条 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>のうちから代表取締役若干名を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条【現行どおり】</p> <p>2. 前項のほか、代表取締役および取締役<u>(監査等委員である者を除く。)</u>のうちから取締役会長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条【現行どおり】 (報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第24条【現行どおり】</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。 ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>2. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意をした場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)</u>の決定の全部または一部の決定を、取締役委任することができる。</p> <p>第27条～第28条【現行どおり】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (<u>監査役及び監査役会の設置</u>)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>第28条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>(<u>員数</u>) 第29条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>(<u>選任</u>) 第30条 <u>監査役の選任は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>(<u>任期</u>) 第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>(<u>常勤監査役</u>) 第32条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>(<u>報酬等</u>) 第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>(<u>監査役会の招集</u>) 第34条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>(<u>監査役会の決議の方法</u>) 第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>(<u>監査役会規程</u>) 第36条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>【削除】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任について、取締役会決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意で重大な過失があったときは、法令の定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>【削除】</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第29条 監査等委員会は、その決議によって、<u>常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p>第30条 監査等委員会の招集通知は、<u>各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p>第31条 監査等委員会の決議は、<u>法令に特段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項は、<u>法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p>第38条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>第39条～第40条【条文省略】</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>第42条～第45条【条文省略】</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>【削除】</p> <p>第33条～第34条【現行どおり】</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計算</p> <p>第36条～第39条【現行どおり】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 8 章 附則</p> <p>第 1 条【条文省略】 【新設】</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 附則</p> <p>第 1 条【現行どおり】 第 2 条 <u>当社は、平成28年6月開催の第77期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上